

発 言 者	議 事
委 員 長	<p>[9 月 7 日]</p> <p>一言御挨拶申し上げます。</p> <p>第 3 回定例会において、議会決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりまして、委員各位の御賛同を得ました。誠に光栄に存ずるものであります。</p> <p>委員皆様の格別なる御支援を賜り、委員会の運営に当たってまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、甚だ簡単ではありますが、挨拶といたします。</p>
委 員 長	<p>ただいまの出席委員数は、議長、山崎議員を除く 8 名であり、定足数に達しておりますので、令和 3 年度厚沢部町議会決算審査特別委員会を開会します。(1 6 : 0 6)</p>
委 員 長	<p>審議の途中ですが、1 6 時 2 0 分まで休憩します。(1 6 : 0 8)</p>
委 員 長	<p>これより議事に入ります。(1 6 : 2 0)</p>
委 員 長	<p>本特別委員会に付託された案件は、令和 2 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定に対する審査で、一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の合わせて 7 件の審査であります。</p>
委 員 長	<p>なお、議案の説明については起立し、それ以外は質問者、答弁者ともに着席のままとし、質問は 1 件ずつ一問一答式で行うこととしますので、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁を心がけてください。</p>
委 員 長	<p>また、発言は必ず委員長を通してから行うようお願いします。</p>
委 員 長	<p>認定第 1 号令和 2 年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について議題とします。</p>

委員 長	議案の説明を求めます。
委員 長	総務財政課長
総務財政課長	認定第1号の令和2年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
委員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委員 長	審議の都合上、歳入・歳出とも款ごとに質疑を賜ります。
委員 長	歳入です。1款町税について、16ページから19ページです。
委員 長	7番上戸委員
上戸委員	17ページの固定資産税のところ、不納欠損額が63万1,180円出ていますけれども、この理由だとか状況について説明をお願いします。
委員 長	住民税務課主幹
住民税務課主幹	今回の固定資産税における不納欠損の内容について御説明します。 前年度令和元年度につきましては、各税目1円も出ていなかったんですけども、2年度につきましては、2名の方で固定資産税で、発生しまして不納欠損処理させていただきました。 この両名とも、現在もともに生活保護の受給者であります。どちらも現在まで含めても5年以上の保護受給者でありまして、これ以上、本人には戻って回復する状況も相当できませんし、地方税法の規定にのっとり、今回一応5年に対して時効は完成している分については、せめて消滅時効という形で不納欠損という形で処理させていただいております。 以上です。
委員 長	7番上戸委員

上戸委員	<p>同じところに収入未済額も563万5,117円ありますけれども、同様のものというのですか、そういうおそれのあるものって、この中にあるんですか。</p>
委員長 住民税務課主幹	<p>住民税務課主幹</p> <p>固定資産税につきましては、本人が生活保護世帯であれば、基本的には減免処置して賦課になっていないので、本来であれば、その前からならないので欠損という形にはならないのですけれども、この方たち2名に関しては、当町にいない段階、あとは町外にいたという経緯があったものですから、生活保護であったという部分を確認するのに、ちょっと時間を要していたという部分が正直言っておりまして、今回発生しました。</p>
	<p>本来、この方2名につきましても、生活保護者ということが、その時点で分かっているのであれば、こういう形の不納欠損でなく、そもそも減免という形で処理してあったので欠損は出ないと思います。</p> <p>今後につきましても、何件か今、この2名の方の1名の方も含めてですね、もう何年度分か残っていますので、次年度以降もこんな大きな額にならないですけれども、この固定資産税の不納欠損という形のもの発生するということになると思います。</p>
委員長 上戸委員	<p>7番上戸委員</p> <p>あともう一つ伺いたいんですけれども、行政報告書の14ページの一番下に令和2年度滞納整理機構引継者収納状況調べというのが載っています。これ町民税・固定資産税・国民健康保険税それぞれ件数と個人では10名が引き継いだというふうなことのように見えるんですけれども、収納額が215万6,709円、収納率が74.91パーセントと、ここに出せば、何か収納率が高くなるのかなというような表の見方なんですけれども、これと比べて今現状はどうなんです</p>

<p>委員長 住民税務課主幹</p>	<p>か。この滞納額の収納率といったらどのぐらいあるんでしょうか。</p> <p>もし、これよりもはるかに低かったら、なぜそうなのかというふうなことも併せて御説明をお願いします。</p> <p>住民税務課主幹</p> <p>まず、機構の収納率につきましては、委員がおっしゃっているとおり高い数字の結果になっております。</p> <p>特に、去年は機構全体が低い高いで言えば、全体でちょっと収納が高かったものですから、当町も含めて、一部の町村は逆に負担金割れというところも出ているので、必ずしも機構に預ければ収納率高くなるという結果ではない部分もあるんですけれども、当町から預けた分に関しては、ここ何年かは高い収納率で入ってきていますので、この滞納繰越分の整理には大変助かっている部分があります。</p> <p>逆に、当町で処理している分についてはどうなのかということになると思うんですけれども、確かにここの収納率、当初の決算書を御覧になってもらえば分かるとおおり、うちの収納率だと3割弱、固定資産税でも20パーセント弱ということになっていますので、当町の自らやっている分のほうが低いというは、はっきりしていることです。</p> <p>確かに、低いということではあるんですけれども、年々その部分についてを回収すべき、本人と折衝したり、誓約結んだり、分納したり、あと強制的な処理、どちらも当町としても差押え等の処理は実施していますので、そういう形で過年度分の収納率においても機構の処理はちょっと極端な部分があるかもしれませんが、それに近づくという表現はおかしいかもしれませんが、もう少し高い率になるよう、3割・4割になるように勘案して、努力を少しずつして</p>
------------------------	---

いるところであります。

軽自動車につきましては、3割以上の収納になりまして、滞納繰越額自体も35万円まできましたので、この状態で本人等の確認が取れて車の状況も確認できれば、限りなく軽自動車についてはゼロに近づけられるのは見えてきましたので、今後ともほかの固定資産、固定資産につきましては財産がかかってありますので、極端な場合、本人の財産が所有されて建物や土地がある方については、当町としても今、財産調査も既に入っていますので、状況によっては差押え等をして、こちらから直接売るという形で債権を回収するというのも、せざるを得ない現況の方も何人か出てきていますので、そういう前提において、もう調査も入っていますので、この今回固定資産税は560万円ぐらいいってますし、住民税がちょっと高くなっていますけれども、350万円ぐらいありますので、このならない。あとは現年の分に関して収納率を高くすることによって繰越しも起こさないということで、当該年度にある方についても、随時連絡したり、ちょっとこの方、足が悪いなと思ったら徴収に行ったりしていますので、直接こちらからもらいに行くということもしていますので、引き続き収納率が上がる、100にならないかもしれませんが、100を目指す形で整理していきたいというふうに考えております。

委員長
上戸委員

7番上戸委員

鬼みたいに集めるというんじゃないくて、ここの14ページにあるように、この機構に預ければ74パーセントになると、うちの場合は30だとか、40だとか。だからこのぐらい頑張れば、それが50だとか、60ぐらいになるというふうに見えるんですね。だから、何回も言うけれども、喉に手入れても取れととかというふうなことは言わないけれども、もう少し努力したら収納率が上がるんじゃないかなというふうに思わさってしまうんです。この表を見ると。

<p>委員長 住民税務課主幹</p>	<p>だから、自慢できるだけ収納に対して努力しているんでしょうか。</p> <p>住民税務課主幹</p> <p>これが自慢かどうか分かりませんが、私としては平成21年以降、滞納繰越及び住民税を抜く現年分に関しては最高の収納率を出させていただいておりますので、一応自慢させていただきます。</p>
<p>委員長 委員長 町長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>町長</p> <p>今、上戸委員の質問の中で、決算のほうは、ぴんからきりの人の滞納、こっちはその中から抽出して、ある程度、あくどいとか、ずるいとかこういうような人の、職員が手に余るような連中をここに出すんです。そうしますとね、滞納整理機構、一昨年まで私、ここの副会長だもんですから、全て徴収なんて甘いことなく即強制処分について、こっちは。だからこっちは収納率はいいんですけれども、これどこかに勤めていれば給料の果てまで全部ここは、機構は押さえて収納してこっちへよこす。ただでないもんですから。</p> <p>うちのほうから預けると、機構のほうで人件費の差額だとか、そういうものが取られるもんですから、余り大きい額でやれない。だからこれ、ここの滞納整理機構というのは、町民税でも固定資産税でも国民健康医療、トータルして10名でしょう。</p> <p>こっちはわんさというわけですから、そういう率の違いがある。本来、固定資産税の不納欠損なんてあり得ない話なんですけど。</p> <p>それが欠損というのは生活保護を受ける前に徴収しなさいという原則があるんですけれども、これはなかなか本人をつかめなかったり、あるいはうまく逃げられたりしてというふうな、その</p>

<p>委員長 中山委員</p>	<p>うち生活保護を受けて納税義務者から外れちゃう、こういうことが出てきて、この不納欠損等が出るんです。これとこれとイコールにならないというのはそういう理由です。</p> <p>1 番中山委員</p>
<p>中山委員</p>	<p>町長、固定資産税で例えば家が建っている場合の税率と、更地にした場合の課税額が率が変わってくるということで、令和2年度は何件くらいそういうふうな、例えば税率が変わった中で町のほうの徴収が変わったというような、そういう件数ってあったんですか。</p>
<p>委員長 住民税務課主幹</p>	<p>住民税務課主幹</p> <p>基本的にはないです。確かに、おっしゃっているとおり、建物を取壊しすると土地の評価額に対しての軽減率が変わりますので税率は上がります。ただ、そういう人に対しては、取り壊している段階のときに、必ずこっちのほうで本人確認して、本人に言って、こういうことをして、今回来年から、大体見越せますから、これぐらいの税額になりますよと予想が立つので、来年は上がりますよという判断をしています。</p> <p>それで、本人に説明してもらっていますので、取り壊したから、上がったからといって滞納になったという例はないです。そういう意味の滞納者はいません。</p>
<p>委員長 中山委員</p>	<p>1 番中山委員</p> <p>そういう件数というのは、厚沢部町令和2年度は何件くらいあったの。</p>
<p>委員長 住民税務課主幹</p>	<p>住民税務課主幹</p> <p>すみません。今、手元に資料ないので確認でき次第、改めて報告させていただきます。</p>
<p>委員長 中山委員</p>	<p>1 番中山委員</p> <p>ということはですね、大変これからそういう事例がかなり発生してくるのではないかなと思っ</p>

	<p>て、例えば、持っている人はそういうのを考えてそのまま放置する、そして、最後は町で面倒見なければだめなような状況になってきた場合に、大変、今言った税率の差というの、町民はやはり気にしているわけですね。</p> <p>ですから、その辺の説明は、今課長説明したように、どう説明するのか、今何件あるというのも、ちょっと分からないということは、何かこれから先、心配だなというふうに思うので、きちっとやはり押さえて町民にはこうなるよということを、やはり広報なりで、そういうふうな事例になった場合はこうなりますよというのを出したほうが良いと思うんですよ。</p>
<p>委 員 長 町 長</p>	<p>町長</p> <p>固定資産税の場合は、あくまでも1月1日現在という基準があります。したがって、年度途中で更地になったとか、なったとして申告して初めて翌年度から対象になるということになりますから、あくまでも1月1日基準日の段階でどうだったのかという裁定になります。</p> <p>更地にする人はそんなことぐらいは知っているだろうと思いますけれども、担当のほうでは、固定資産税の賦課の段階ではいろいろとそういう調査をしながら、上がります、下がりますという指導をしていくということにしてあります。</p>
<p>委 員 長 中 山 委 員</p>	<p>1 番中山委員</p> <p>町長、本人の土地と借地で借りていた場合と、その場合の率というのはあくまでも、やはり60なり40なりのパーセンテージというのは変わらなくて、例えば借りていた人は返すわけですね、地主さんに。そうなった場合に、借りていた人は返すわけですから、そうなったら町としては地主さんに請求書を出すというふうになるんですか。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>住民税務課主幹</p>

住民税務課主幹	<p>基本的に建物は建物の所有者に課税しています。今の借りているという状況でいえば。底地は底地の所有者に課税がいきます。</p>
<p>委員長 中山委員</p>	<p>ですから、もし建物、その上地なくなりました、底地は更地になりました。底地の所有地の課税内容が変わりますよと、さっき言ったとおり住宅無い分だと軽減がなくなるので税金が上がりますという形で、土地の所有者、今の話でいくと貸している人に数値が上がりますので、貸している人に条件が変わりますよという形で、さっき私が言ったとおり、説明なり確認していますよということになります。</p> <p>1番中山委員</p> <p>ぜひ町民が分かりやすく、その辺については、やはりこれからPRすべきだと思いますので、分かりやすく、なぜ変わるんだというようなことで、なれば町民感情もよくないと思いますので、その辺はきちっとやはり町民にPRしていただきたいと思います。</p>
<p>委員長 町長</p>	<p>町長</p> <p>固定資産税の切符が行くときには、必ず切符の裏側には、この変わった理由なんだけど、明細が全部ついているんです。</p> <p>皆さん方、納税する切符の裏に、今でも裏か。（「裏というか別葉」の声あり）</p> <p>別葉に、別紙についているんです。別冊で。</p> <p>この畑・田んぼ・山、こういうものは地目によって全部一覧になっていまして、ここに自分の返したものがまだ載っているということになると、それはその時に届けばいい。</p> <p>それから、所有者が他人に貸したけれど、もう帰って来たよと、だけど切符に載っていないと、例えば、相手に行っているはずですから、そういうのは当然窓口で処理はしてもらおう、こういう</p>

委員 長	<p>ことになります。</p> <p>ですから、あくまでも固定資産の場合は課税されている客体、要するに資産は全部明細が載っていていますから、そこで、本人は確認してもらおうということに規則的にはなっています。</p> <p>あと、変更の手続は同時でしてもらおうと、こういうことになります。</p> <p>審議の途中ですが、本日はこれをもって散会いたします。</p> <p>明日は午前10時から開会いたします。</p> <p>皆様、お疲れさまでした。(16:48)</p>
------	--